



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働六一)

〔法規的告示〕

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
(財務・農林水産一一)

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件 (同一二)

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (同一三)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件 (厚生労働一五七)

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件 (同一五八)

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件 (同一五九)

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める等の件の一部を改正する件 (農林水産七三二)

○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件 (同七三三)

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める等の件の一部を改正する件 (同七三三)

○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める等の件の一部を改正する件 (同七三四)

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する等の一部を改正する告示 (原子力規制委四)

〔その他告示〕

○特定水産資源 (さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまいわし海西部・東シナ海系群) に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件
(農林水産七三五)

○道路に関する件

(中部地方整備局六六)

○浄化槽の型式を認定した件
(近畿地方整備局六八)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府 財務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

日本国に帰化を許可する件
(法務省告示配二五)

〔公 告〕

諸事項

官庁

押収物還付関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係会社その他

○農林水産省告示第七百三十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二號）第三條第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三號（農業近代化資金融通法第三條第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
農業近代化資金通法第三條第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。	農業近代化資金通法第三條第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘五毛とする。

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○原子力規制委員会告示第四号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第二条の二並びに原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表ヘ及びチ並びに第十四条の表ヘ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月十九日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七條第一號の表へ及びチ並びに第十四條の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期

間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示

(原子力災害対策特別措置法)に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(第七條第一号の表へ及び二並びに第十四條の表へ及び三の規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等)のための施設を定める告示の一部改正)

第一条 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七
条第一号の表へ及びちに第十四条の表へ及びちの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間
にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成二十七年十二月原子力規制委
員会告示第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第三条 通報事象等規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号に掲げる原子力事業所に設置される原子炉の運転等のための施設とする。

改正前

第三条 通報事象等規則第七条第一号の表十及び第十四条の表十の照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんにおける原子炉の運転等のための施設とする。

一 国立研究開発法人日本原子力研究開発

機構新型転換炉原型炉ふげん

機構高速増殖原型炉もんじゅ

(原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部改正)
第二条 原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件(平成二十九年七月原子力規制委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前								
原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第二条の二の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる原子力事業所ごとに、同表の下欄に掲げる都道府県を指定する。	原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第二条の二の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる原子力事業所ごとに、同表の下欄に掲げる都道府県を指定する。								
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="427 1247 478 1473">原子力事業所</th><th data-bbox="427 1473 478 1518">都道府県</th></tr> <tr> <td data-bbox="311 1247 427 1473"> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉 原型炉ふげん </td><td data-bbox="311 1473 427 1518">岐卓県</td></tr> </table>	原子力事業所	都道府県	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉 原型炉ふげん	岐卓県	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="427 1518 478 1747">原子力事業所</th><th data-bbox="427 1747 478 1971">都道府県</th></tr> <tr> <td data-bbox="311 1518 427 1747"> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉 原型炉ふげん </td><td data-bbox="311 1747 427 1971">岐卓県</td></tr> </table>	原子力事業所	都道府県	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉 原型炉ふげん	岐卓県
原子力事業所	都道府県								
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉 原型炉ふげん	岐卓県								
原子力事業所	都道府県								
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉 原型炉ふげん	岐卓県								
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ									

附
則

この告示は、公布の日から施行する。